新板
兒讀大全
文句改正
平假名附
擬講釋
完

甲乙丙丁戊己庚辛壬癸

本堂
三本柱
十社稲荷
鳥居
神馬
山王
三王門
馬小屋
西宮稲荷
人九
傳法院

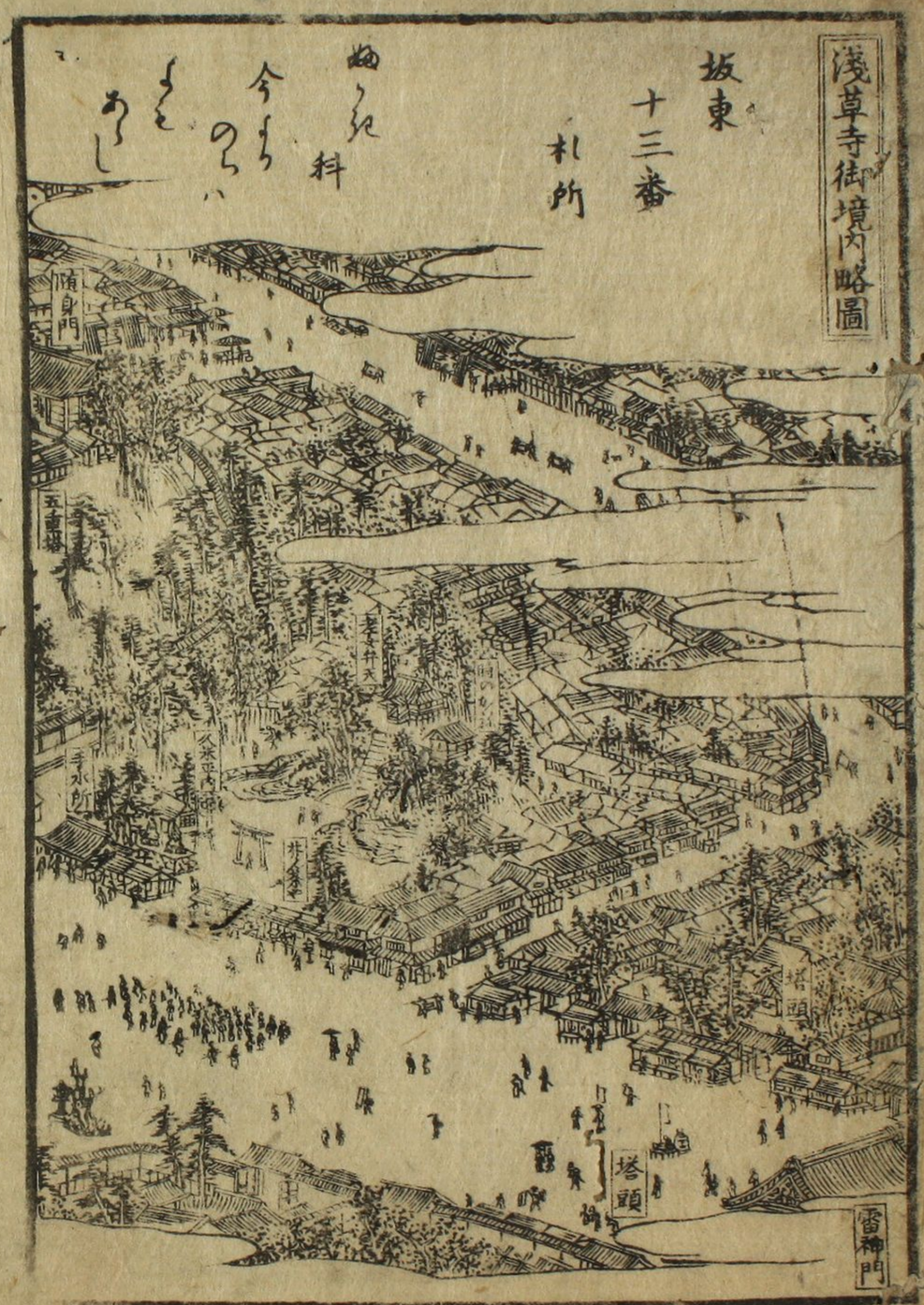
浅草寺御境内略圖
坂東
十三番
札所
隨身門
五重塔
塔頭
雷神門

武蔵國豊島郡浅草寺傳法院　奇久五百石にて東叡山
御兼帯所なり　抑当寺ハ利生観音の霊場にして金龍山浅草寺傳法院と号し　聖観世音菩薩の霊像の出現と云ふ　小人里翁
代推古天皇の御宇に当りて隅田川の辺に網を引て漁業を為す二人の兄弟ありて　其名を土師中臣と云ふ　其時に当て
宮戸川に漁業して生活を為す　斯て二人の兄弟ハ　俱に三人と共に一夜網を引て　此夜網に
観世音の尊像を得て　其家に帰り　斯て二人の兄弟ハ　其家を捨て　出家して　剃髪して　僧となり　名を
名を　土師中臣と　改め　其家を捨て　出家して　剃髪して　僧となり　名を　土師中臣と　改め
年あり　天智天皇二年　成子二月十日　怪しんで　家を　細と　出ずして　光明　紫雲　一面
を　ふ　籠　ひ　ら　ま　り　三　人　力　を　合　く　成　し　ば　し　ば　小　さ　く　な　り　て　一　人　異　の　ま　ま　に
そ　ま　く　ま　ま　に　て　居　な　り　若　し　此　結　び　を　解　く　ば　雨　露　の　ま　ま　に　朽　ち　て　朽　ち　て
朽　ち　ず　に　蓋　ら　ず　に　ま　ま　に　て　放　ち　な　ば　ま　た　ま　た　元　の　如　く　に　成　る　と　云　ふ　故　に
と　な　ら　ば　蓋　ら　ず　に　ま　ま　に　て　放　ち　な　ば　ま　た　ま　た　元　の　如　く　に　成　る　と　云　ふ　故　に
三十七代孝徳帝　大化元年　海内　勝海堂塔　建立　三十六代　第　推古帝　十六歳
安房国　立平　公　雅　奥　と　し　て　海　中　堂　楼　門　五　重　塔　を　建　て　て　天　下　に　御　道　を　令　て　廃　退　し
境内二社　稚児社　三人の兄弟　十社　十人の兄弟　十社　十人の兄弟　十人の兄弟　十人の兄弟

塔頭

知光院　正福院　観明院　寿命院　長寿院　正如院　月青院　観智院　金蔵院　月祥院
宝蔵院　極楽院　金剛院　賢義院　法苑院　明王院　醫王院　明徳院　修善院　専蔵院
寿竜院　教善院　無量院　性真院　如来院　新生院　華蔵院　寿徳院　向性院

○浅草寺年月之式書

○正月元日　増上寺六日まで　陳正寺二山の
衆徒等出仕　雛乃式　○同二日　元之書一山
衆徒等出仕　○同五日　端流馬　牛王加持　二社
権現の神あに　○同十日　元之書一山の
衆徒等出仕　○同十一日　斬り初め　○同十二日　天下泰平国土安全　大祭　温泉院
十八日まで七夏　祈願　行　十八日　年小豆　山
魔除　疫病の　祈願　○二月十五日　聖観世音　一山衆徒　祈願
世尊宝前　○三月十七日　二社権現　祭礼　執行　神輿　渡御
○月九日　盂蘭盆　一山の衆徒　観世音宝前　執行　○七月十日　九日より　祭り　踊り　集
柳橋の　神事　○十八日　神輿　渡御　中　柳橋　○六月十八日　三社祭　浅草寺　踊り　舞　楽
○十二月十三日　諸堂　小さ
年の市　正月　祝儀　○晦日　年の乃　徳川　祝儀
の間　祈願　○月十七日　十八日　江戸中　賑　大市　○月十七日　年の市　正月　祝儀
○節分会書　節分の日　観世音　宝前　小　般若　経　千　日　数　読誦　是一山の衆徒等　執行　世
「豆撒き乃式」　のち　外陣　左右　柱　書　加　供　請　元　これ　上　公　儀　守　護　敬
右乃外境内　ふ　の　堂　社　の　堂　社　の　堂　社　の　堂　社　の　堂　社　の　堂　社　の　堂　社

九曜文庫

正文古状揃

近隣の手習ふ童古状揃の抄を需むる悪桜なるに此書板行せしハ乱世を去て遠からざる大永弘治の頃にて珍重し後代迄古きて慣く行はれし是迄今まで本文の誤を新し正文古状揃と号け近頃に新る抄を加へ字の並示の序末各別に差あるは改し文法に顚倒錯置と云是己又不有増する字ハ刪去衍文と云ものあり脱落欠語ハ字を填文脈前後して通しかたきハ字を考へて義を通じ是しきハ旧ままに古状の次序ハ舊に随ひ改ん

然ニ若状緩急之状ハ會状の事おすへし

高井伴寛思明述

文化三丙寅正月

○此書板行せし比ハ乱世域去を遠からざる大永弘治の頃ニ珎重し後代迄古状に慣れ行はるゝ是より今や清平日久く文義大ニ穿ち三尺の児も字を識ゆゑ何をか寂麦なからざるもの一もなき事をなし

○今俗文につけし誤を訂し正文古状揃と号し新ニ抄を加ふ必しも是なりと云ハあらず次字の並所かゝり新各別に違ふ諸本の改正文法に顚倒錯置と云是なり文不有増るつきもの刪去衍文といふもの也脱落欠語ハ字を填文脈前後して通じがたきハ意を取て義を通じ

抄まことに手習状ニおいて急しからず世ニ行るゝものと是ぞ正のを

遡し揖して今まで謬来ることを知るべし

○正文手習状と古状と異なるたとへバ手習状ハ別ある鄙俗なり
て種々に従て添削ありしかバ煩ハしけれバ

○世に行る古状揃末に古腰状同五状とも近世のあやまりして謬りに
あらざる某義か今昔之弟義状往復を出して代之

○古状揃の次序ハ世に行るゝ舊記に随て一段ハ熊谷状経盛
五状ハ合状の前にあるべきもの也

文化二乙丑季秋

東武　高井伴寛思明述

一 今川了俊対愚息仲秋制詞条々

今川ハ清和源氏義家六代従五位下右馬頭足利泰氏の三男吉良左衛門尉長氏四代の孫也今川伊豫守貞世入道了俊と云賢明の君子なり其子中務少輔仲秋に制詞を示さるゝ条々也対の字近世の本に加ふるハ非也愚息とハ我子を卑下の詞条々ハおもわくと訓ず

一 不知文道而武道終不得勝利事

文学ハ兵法の初文武二ツハ車の両輪のごとし鳥ハ両翼のごとし勇ある武術ありとも不学にして勝利を失ふ例和漢に少からず

一好鵜飼道遥楽事

鵜を飼て魚を取事を放て魚を捕道遥楽事

一教生事

教たうしび生事

一小魚網事

小魚網を不迎礼儀を行

一死罪事

死罪事

一大科事

大科事為罪人沙汰

一没官免事

没官免事

一貧民令没倒神社極業

民百姓の貧窮なるに社の修理を加へ没倒したれ共ゆい

一花事

花事

花を折て植たる人に頼内の神

一先祖之山底寺塔破壊

先祖之山底寺塔破壊

一私宅事

私宅事

山底は先祖の墳をとりこしたるかつて墓地なり山底寺塔も

一君父之恩忘却忠孝懐事

君父之恩忘却忠孝懐事

父母我を育し君我を扶おして身を立る恩の重大なる事

君を忠を事し父母に孝行を尽すを忘却して懐よりを云

一　軽公務重私用恐天道御事

公務ハ主君へのつとめ也、おのれが用を先とし、天道を恐れず御勤をおろそかにするを云

一　不辨臣下之善悪賞罰不正事

佞人に大賞をあておこなひ賢者に罰をあてゝ、ありぞくさよ人をつみするなり

一　我如知臣下御君叓之為因果事

已が家来能つとむると思ふハ我よろこび、諸者のそこなはるゝをしらざる心得なり、君も又上へ対してのつとめ又げにむべしとなり

一　企色乱舞遊宴他人之愁楽身事

色乱舞遊宴を好みて人の損ト他人の愁を顧ず、おのれが身のたのしみを思ふを云

一　不知身分限或過或不足事

不相応のおごりを過たると云、不相応の倹約各番小事つまりすぎてをるを不足と云

一　失他人之理没濫訴募権威事

多論等の事あれば他人のよき理をわすれ、不正を先ひきて権威をもつて、おのれが邪を立る也、濫訴ハみだりにうつたへる也、権威ハ列国の威勢を法にさからふ、権門家と云、甚家を権門家と云ふ、威ハつの威権威と云

一 嫌賢治者 出世 偏人 沒世

沙汰中事

一 下賤 沒世 道 富 貴 難

正論 為 義

隨卷ふまれ

多くの人

一 長酒 家 遊興 賜 頁 忘

家職 ゆ 家職とは武士は武芸文学より醫師を医道外それ〳〵の職わざと云

一 遂己利 根 能 義 場 嘲

他人 人を 我 利 發 ありとあらゆる 他を 物 ゆる 他人事も

一 人事 則 撞 虐 病 不能

對面中事 我 他中 我 歳 ゆ 他 ありをいまし む

一 好 擂 味 不能 施 人 全 隠

居 支 厚味 酒 人の交を 粗食

一 生 家 汚 門 改 号 崇 不

一 正禄義事 そんたつとむ 業いわゐなり

一 諸芸人頻仕業事 分国ハ我領内ゐわゐに関成ゑ諸素の旅人不自由のゐゐひをゐしに

一 武具衣裳 己出ゐ下 過ぎ分限まるて 身若き事

一 不雑物 分国果ゑ理 俳道小関果て此世の因縁ゐよりて素世 安楽事 ゐれゐ苦悪の果ゐわゐひゑ理ゐ成ゐ

右条條〻常〻以無弓馬合戦事武士道日切ゐ成 まゐバ此世をお楽に送ゐうゐきゐふわゐ成 苦悪のたゐをうゐべきゐけをゐよゐ

枕草紙 戦法西 條〻と訓ゐて 合戦と八軍ゐ陣法ゐたゐ意ゐ

久ゐ当国ゐ事ゐ無問ゐ成

改道ゐ正書ゐ王ゐ外軍書ゐ

別紙ゐ如ゐ少何桐ゐ道正楽仮初

不有隨順惡友水隨方方之人
後自惡之友事式ハ四書ハ大学論語孟子中庸又經
軍書ハ六韜三畧孫子呉子司馬法尉繚子大宗問對の七書なり孔明
異傳陣平六奇考の類を隨軍学の書なり
と制記兵中も九くも呉よりさらに仮をあし
友ふるの君子も惡人もあるふ孫子
護忘忠之賢人會員民國可之好安
人之重中偽也欲知君之者見之
君忠堅軍有何
知之知之知之

好勝己友不好勝我則益人
賢之但斯云也勿擬擬人
不忠之惡友謂也
治国之後と云ふ中く国治の
国親をあさむかつくこと君の公式ちくと思て常ふ君の忠もそろ人物を
ハて察中ちくとわれば者るものの惡きこと人を擬て友とするハ
若はまでも人をみを学ふるそ
由へよるこのみなそ惡き友を
不浪守一國一郡牙公所出歌
諸道能成就中一生民士之家

嫌人に戰ふに無情なる嫌人史
り為特ち多光城に至也國邦のち復のこにわ沢
おこ一致とろふわ〜ざれば法のたそのひめしち多生も
ことばとと名おろへ人の廉の義家わろひに成のまるる
ま人に名を思ちる光職祥集未
則一思者雖拓法人諫曾生
入小事則一の加己人分不正人も問まれ
人の分平ぶ〜ざれ体して
ざい生るる人もなるるべ
り去門前為市

二種一有〜高理道〜君一思忍
又所以ち貧民諫器者〜家
牧卜時〜新進の諫為卜投筆眉
有ち古の高檜門世悦能分所
ち所以ち櫻人の人の
憲法法法人の生人今ち古人〜今ち沒
云理非乃の若〜思ど〜檜威ふ
無道の去あるひ所以民をむさ

こまごまの為ふ歌謡談話の間を中抜んと捨栖の家ふ立寄僧人となる
ひ新まる人見たばきふ捨りのごとくこれ〳〵の洗濯の〳〵分別て法下の根源
を礼ひ一古の人の云事一処まるせ世法の法をでしとこ今言ふの況
ごとく憲法〳〵天下の捷こ捨〳〵和の捨威ふ募し〳〵処ふ要

為ニ君人ニ大ニ形ニ用ニ如ニ照ニ
第ニ本ニ国ニ之ニ編ニ遠ニ習ニ外ニ根ニ山ニ海ニ
遠ニ隔ニ之ニ被ニ官ニ家ニ教ニ旦ニ逆ニ
九ニ罰ニ対ニ之ニ恵ニ陽ニ満ニ人ニ下ニ使ニ

第本国ふ編〳〵習外根山海
国人ふ〳〵の諸士被官ハ貴人ふ下の高ふ海と隔〳〵て

いり来〳〵ふ立まで逆ふ逆を及ぶ一逆あるを
賞一不逆ふ対逆遠き恵を思ふ法ふ

如ニ法ニ之ニ恵ニ
元ニ智ニ恵ニ之ニ人ニ
則ニ下ニ軍ニ
書ニ批ニ判ニ
唯ニ仏ニ如ニ救ニ生ニ
如ニ演ニ諸ニ法ニ
備ニ之ニ捨ニ義ニ恵ニ

仏ハ釈迦如来ふ元生を法〳〵ふ諸の法を演ふハ義厳阿含法華般若
検実の理〳〵程〳〵の法ふを解き〳〵を法〳〵ふ〳〵ふ法ハ人のむを
びめり一本ふ捨ふ法
とあり法〳〵屋〳〵

法ニ仁ニ義ニ礼ニ智ニ信ニ一ニ嗣ニ
ニ危ニ改ニ道ニ行ニ罪ニ毎ニ人ニ良ニ捨ニ非ニ

儀を以罷別を旨とし
不忠の道を捨て一忠不忠能分別
つゝ賞罰を申出
義とは善事を知て能をせば褒
智とは是非を弁まへ善を深くそなへ
うけて人をそゝのかし信は世を信ぜ
かけて人の改をあらべ
怨とも恨なく邪法を罷別
果まうけてむくひ来れば能くあらそ
無を以働捕私用弓馬の道

云義用を不技捕人数之家来
不順を捨て
常に義法の働を
法家の人間を撰知て法を相
遠ざけ同法人を持振威勢を
天下は武家の威勢も進まるべき遠まるべく
歌
世に順ず
順不持弓士ふ
戦道家法
恥天下の

下野国住人藤原仍阿書状仍

徒をむかへくるなり武士ふて武士の業をもしる所領を
のりて身の業能をあらはす不興をもしらるべし仍の時者関東
勅諚の旨をあらため[illegible]のかゝけ[illegible]
こゝろ至て[illegible]みて[illegible]貞応元年書也

永享元年九月十六日

人王百三代後花園院の
年号なり

初登山の習教訓書 初登山の習の
作法を云ふ

右ハ神社不思議の霊験故
下野国の住人 兒童山に時 如何
武士の戦場 右ハ習の作法ハ軍に打立て
戦の場に向ふ[illegible]山に入る兒童ハ武士の
をもてあひ又ハのまゝびたるを一般に今も急節々村
勅馬寺に詣り箱根の別当
たるべ[illegible]若年のもの寺院の行儀ハ
たるべ[illegible]寺に[illegible]故也
[illegible]なり若

師匠と大将軍也
[illegible]武具[illegible]類也軍機

加城郭筆を打掛ケ合戦長刀之
文房の具を文字づゝ出家浮世絵人十手雲龍
武士を人面白人物楠龍城郭
七大敵拵一大事也（城郭のかゝあり人）
悪人大敵を亡ぼゝく天下を平之文字ハ世事に亡大敵の上中下
自ゝ悪を亡ぼと云下に義の字或ハ正大敵の上中下の字或ハ正義
然ハ
人芸能天下和順
之技掛硯箱一刀
春屋第十手弓第

言葉代ゝ西同也世事に改ゝ貧ケの
義あれば代ゝ富ゝ変て義無ゝ
天下にわゝ他の順和を
春屋のものをゆゝ技掛ケるあれば
言葉ゆゝ末の代まその面目ゝ
学問ゝ少人名
沈打物ゝ筆文字
習取調面ゝ
芸能猶人ゝ
又ゝ習
必向敵
励勢力
知ゝ少智
諸人
貴歌

金澤の弟子不顧白澤七孫
子寶不孝白河法皇や
を勵し智恵能とつづけ文義をでび給へ云如一世に勢力
文を作り義を通じ七孫子寶と云七寶にて珊瑚瑠璃硨磲
瑪瑙琥珀は金澤の若又諸味学不聞
七の孫寶に成て云
車を水に引計聖賢師匠
父母こゝ名年蘭
学問も能く不用の人は推て取とる人も能く時に応じ文を取
こゝ身も老後の悔なり腐こゝ例さ抱をこゝ

細雅こゝ河不隨師命不恐親法
未東井一白逃寺こゝ學一字一文
孫云蓋宝こゝ不金玉こゝ無
能有無毎度赤面こゝ極やこゝ
智故能和こゝ文こゝ人こゝ
寺法逃下こゝ云い若中も云でこゝ世こゝ
金澤孫宝こゝ山より出る家宝の山
逃諸二宝こゝ云こゝ例
將人向歌陣武士勝

病中一日逃役戦場其心
厚一切に間断無自然
失家業不顧不持武具に
世を引立不可能事遂志やう
羽くに合戦家に帰家に
有一期は一生人分の立所にして
と云文武異の勢を不持と云上に
立ぬ人の所遂を尺所とも云ふ
主の親中そ主を云ふ御身二字の所
句つゞけよわ一段の二字もけづる
故初学初んく

幼童若年出人世理抛手事を
励し羽学文道抑有力智恵
能達文武二道若揚名天下
乃徳に海に上古来代名人こ
の関大器小器新有人少人家
諸道能芸能ちや仍百数冊書
如件

海は海内の海少て国のそこまでと云ふ
上古末代は古今名人の世へ云ふと

腰越狀

伊豫守源義經、初め平右兵衛督と
代官として本曾義仲と平家を西四国へ追ひ下して歸り
たる馬頭義朝の九男、兄頼朝公の
ふしなしも大功を立て一義經を拒て藤兵衛尉
宮中の射面さへ叶ひ相州腰越まで来てそ分あやまり
なく後悔の涙をながしてそ歎きける藤兵衛尉
の狀なり 兵庫書云

源義經公忠申し言敬

以擬市代官其一

小松殿平氏の代官として大將を命ぜらるゝ
冠者範頼も小松殿の代官義經
いれども義經ばかりを言敬云

為勅宣使

言魚院
治承三年

八月文覺上人を以平家追討の院宣を頂戴一伊豆國に義兵を挙げ
木曾義仲も信州に義兵挙げ平家追討一軍盛ならんとして
那須橫川に居住する義經二人数万騎を率一小松の代官
として義仲を討ち滅して勅命宣旨の追討使として
本望と平氏

頼朝代官

傾城謝

を

頼光頼信頼義義家為義義朝

義経頼朝に先祖六孫王
義経の子義経兄弟の武名を
源仲

稽耶尊

雪會

棟梁武家の兵卒義経を捨て舎稽
義経賞して実義経に吳王を敵じて義経を敵ちまた敗北
して吳を亡ぼす呉越會稽の恥を雪ぐ玄奘法師
の言葉を用ゆ

下知

賞不思外後虎口

讒言被黙止莫大勲功

[illegible]

義経無犯而蒙咎

[illegible]

有功雖無誤蒙御勘気

[illegible]

空沈紅涙

[illegible]

倩案事意

[illegible]

良薬苦口忠言逆耳先言也

[illegible]

因茲不糺讒者実否

[illegible]

不被入鎌倉中之間

[illegible]

不能述素意

[illegible]

徒送数日

[illegible]

当于此時永不奉拝恩顔

[illegible]

骨肉同胞之義已絶宿運極而

[illegible]

親はしたしむべき所同胞六人の門にやどり胞衣ひきくるまれ
ぬ母の胎内にやどり胞衣ひきくるまれぬ今は何をかなげ
くべき義経云ふ人の世に生れ出ずるも死するも
天運是まで極まるなり親く話し宿運とは天数運命なり宿運とは
めぐるなり古歌に人の上に運ぶ天の運ぶ宿る宿世とうばたて
世を宿とする程を云ふ故に義経は九男の三男と九男出て
頼朝の母と尼州樊田大宮司季忠の女と義経の母と実は兄弟なれども
同胞と書く所の親をいふなり

盛衰　佛の教ふる所の世は盛衰滅せざる世なる故に生る
無常　因果今盛なる所や因は佛乃ち十二の因縁なり

逝水　流れ去る水を云ふ
落葉　散る所を云ふ
従風　風に従ふ
流人　人の世を投ぬる意を逝歌

行軍**義経**　今我が兄の一条は古七文義経の夫母の
弁慶　弁慶は義経の家来なり
事新　新しき事
小法師　小法師
武蔵坊　武蔵坊
義経　義経
受　受
牙　牙
髮　髮
髮　髮
膚　膚
於　於
父　父
母　母
毀傷　毀傷
孝　孝
之　之
始　始
也　也
不　不
孝　孝
義　義
何　何
古　古
聖　聖
賢　賢
法　法
他界　他界
之間　平安九平治元年誕生一四三年三月三日文義経
屋敷国中の内海長田が殺して殺されの日の歳
こそ世を去ることを云ふ殺と云ふ殺ることを
他界に入る異小生と云て極楽天堂に入他の異小生と云ふ

為孤初て文覚聖孤云
年若九つ〳〵二歳　法師
抱懐中渡報
大和國宇多郡龍門牧に住
懐よりかの親族たちの和殿よりかの
御ゝ平家のもの小入て法皇奉しとゝ
一日片時の宿
安堵の思ひ申
命を惜むこと急にて片時も安堵の思ひ
京都を経
廻洛し間法住寺殿
隠岐へ流し
栖を去遠国
世の中騒きわゝ
法皇遠国へ流
別れ和

中も絶えて法住寺殿
栖を去て年若九七歳中して
勢ひ強く敵に
被服法王民百姓等
無幸慶忽紙
為逃討事
一族ゝ上洛
幸慶紙熟
人の世よりあり福
小幸の為小小〳〵平家追討の宣旨
代官として落し涙家の運命
時小あはれとゝ
人涙
木曾義仲
六百騎を率して攻上る義仲平家
勢代涙
義仲の涙
合
仁安元年
能秋義仲

滅亡
高貴頂平氏或時我〻歟石
策後馬如歟亡顧亡命我〻とけらるき
山中も高成すめ分命成はて〻我〻八一の合戦敗
うり攻入て平家成和海より逆度すると云
或時海〻大
海表風波し神不痛沈身於海
底勝敗を解観〻聰澤〻天は海に大風差波乃
弱成と考身を海底より沉果人〻すると度〻なれば敗〻親もどの大魚の
餌〻て痛ざる人讃州八島長州檀の浦の水軍に身命捨て〻つゆ小家
を滅一安徳天皇二位の尼をてじめ海へ投じ
金剛悪〻諸仏一源氏一統の基代なり
加之甲冑為

枕弓箭為
寝家と言海
神を休亡魂封
之地中
合戦中
一古敵平家の為小寄せ〻きるひ一亡魂の封〻
横を休めた人仏より天も載ざる仏敵外国
三月出世の平氏頂宿をうるく
三位補人之尉〻家〻
番代〻平家〻
又位尉伊与る小伊ざる源家の面目
加之義と義なり何幸ることは加へべき
渡於今無深

敬仰之國法諸奇伝社牛王
寶印裡ふ挑撥ふ自在法
驚四方中國中二十條中大小
神祇冥道法書進數通し記
法文

上の文ならびに今年紀の分ならびの数を記
旨紀法文を書進ずるとき数通よりふと宝印ふ牛王の印をひり
ふんとふ孫数のふ法書るとふ起信の罰文より日本中大小の神祇
の尋を蒙ふと書ふ法神と勅信ある法を示いあるのりふ祇
いふゆつふと冊ひ冥凡意の及さるを云

神代記法文我國ふ神ふ
神不稟冊神不測冊化源
生長廣大ふ法慈悲

我国ハ天神代地祇
又代より仏ふ国ふ
とふる神国中て法神も偽冊神の教を稟のひ
所もたがひなし上ふ通ふ冊ふ記法文のふ稟
ふ中ふ同ふ国情ふ廣大の慈悲をきれ挑
とふ

同使宣令達ふ国被迫秘
計優ふ誤自冊ふ方ふ免積罪
慶及家ふ滅ふ栄未記能永子孫

仮らるゝんそれ[illegible]の[illegible]を遂[illegible]国情[illegible]乃
秘[illegible]二文をりて義経小諾[illegible]
[illegible]を積の[illegible]の慶国情[illegible]の家[illegible]
姓のみ孫に[illegible]積善の家必[illegible]

仍国日本熱原郡得一紙安寧

年来の熱原を[illegible]き一紙を安寧[illegible]
一紙に一生[illegible]掃ぶるに年来[illegible]一紙と對句せ[illegible]文
なんども義経[illegible]乃代官として平家[illegible]海[illegible]
文治元年三月[illegible]六月家[illegible]訳る[illegible]軍[illegible]十月[illegible]
[illegible]仮房[illegible]を使[illegible]て義経を[illegible]
の百年来の[illegible]世[illegible]年来[illegible]
日来に[illegible]

不安書紙[illegible]着[illegible]年

法華経[illegible]

文書紙[illegible]
[illegible]

文治元年六月八日　源義経

世年に元暦元年とあり元暦元甲辰八八十二代後白河院[illegible]
号也[illegible]年正月義仲を[illegible]二月播州一の谷小平家[illegible]
乙巳年改元[illegible]文治元[illegible]年三月檀の浦合戦平家亡[illegible]
文治元年六月[illegible]

進上　国情[illegible]

[illegible]て中納言[illegible]
将軍[illegible]

義經合戦

軍記の記解ざる所義經を軍記て下の人秀衡そるて君のごくを頼朝つ注文書を作義經に対しめの人河秀衡い病小幸ーを〻泰衡又弟つる小義經を京りの彼小国て義經自害ーの貢実検しなそ口小合戦て源命小達しく云

藤白抑義經東朝賊と為し和の

君自殺多田滿仲家の末

京りの彼小国多田滿仲の家の末人王六十六代清和天皇第六の皇子貞純親王の流る經基王始て源の姓式のそう清和源氏と云ふ經基の孫る多田滿仲より頼光小代〻頼光の嫡子の家い頼政に

代〻も頼光い弟頼信に養子ーて軍記義經義朝の義義朝と相撲ーられい頼政い実い嫡流なれども唐流ーられい和の嫡流をいそなて多田滿仲の家に代〻ーー

義經父清盛

義經母常盤平相国入道清盛の妾ーて母の名を常盤と書り

為

桜井の

土豪民

百姓小

文藤城

清盛

高家の

御運

撰旨

勅宣ーー

武河川

地伝小

又武河源

南家い藤原氏の家い天下の民士を〻うる為ふこころ勅宣の一ーを年家退待の勅命宣旨を家ーべき天下の民士を〻うる為ふこころ一ーを宣下を賜るーしふこころ

義風波を起し掾城介義盛を切頸流血眼に遮り
肥満の体にて人目を驚す
鎌倉に帰り給ふ
建久元年三月頼朝卿上洛
首級を大魚の腮に懸る
生捕大蔵父子渡東漁舟
治承三年十月
の院宣をかうむり源平の合戦止む事永久寿寅より元暦乙
酉文治元年己巳三月檀の浦の戦に至て三年三月
平宗盛卿を大蔵智三伝侍従平宗盛を伝侍従平宗
生捕て京都へ渡す
源氏会稽の故事
掾城小小生
後白河法皇崩御
悪鬼大動

親父を殺害し給ふ人口完全運
存持の仁徳世業同
出仕の後こゝに掾城介義盛の
罪業の因縁を今歳出来る
出世の業因
伝に同
義盛
掾城介父子滅亡の
有今世後世の恨
掾城介平三
景時は平家の侍中
石橋山合戦敗軍
人成助
随一の門
高名

万福寺多羅葉記

文治元年閏三月廿八日　義経

吾妻鏡の院の年号己酉小わ[illegible]
書西八月八日[illegible]
抜書　新武者物語　甚[illegible]
[illegible]の人[illegible]伝し今も社あり云

進上　源右衛門尉

平治元年　牧別当[illegible]
正三位大納言[illegible]文治元年[illegible]

西塔武蔵坊弁慶

家刀書　拾ひ一通

弁慶の父組いづまの書小も詳なる若年の時出雲国
鰐淵寺播磨国書写山に[illegible]書[illegible]補後年比叡山の
西塔小父と[illegible]武蔵坊と称し博学[illegible]
なり義経に随身して軍[illegible]文治元年義経
自害の時奥州衣河より戦死[illegible]

抑若年の時出雲の国鰐淵の山に童[illegible]

息耀　**阿吽**　の　を　**二字**

先聚とは阿の音なれば阿字は一切音声の母にて言語の量の
用は真言の秘奥は阿の字より要用なり　阿字は欲界
禅の教法小同　味は口を開く中　陰は阿陽の冊合にて
乾坤の間の不二陰陽の二を離れ無理を無し　阿吽の二字
は法界の

況　**三昧**　**刹**　**除**　**魔**　**嗔**　**海**　**向**

主言　**不思議**　**定**　**特**　**極**　**那**　**家**

秘法　況や童形の時より　乞食して年長て六人科に
亜相の三位の童形の時より　乞食して年長て六人科に
仏滅後八百年龍猛菩薩出て一切種の内大日種合剛頂種蘇悉地

経の三部を以て一宗とし　龍智菩薩金剛智三蔵
不空三蔵と伝法して支那唐の玄宗の時一行阿闍梨日本小空海伝
法　大師是也

於　**金剛界**　**禅床**　**法**　**摂**　**合**　**胎**

真言　**奥**　**蔵**　法を親しく　入と云禅の宗は禅床
能居て金剛胎義真言の
義の奥義は摂合也

大　**日**　**不二**　**法**　**乾**　**大**

四也　金剛界の大日如来胎義界の大日如来を摂合剛は仏智より
起る性也　胎義は煩悩より起る智也　悪は悪那の
智は大日は不二と云　金胎の二つ又阿吽は陰陽の二つ
智は化一性を変じて二つとなる　不二とは一つなる
ある　翻訳されば除暗遍明の義　されば毘盧遮那は日の別名
大日如来　法界不二廣大の意なり　大日

我自出母之胎内至于今持禁戒
守五常之道欲遂現当二世
本懐也又以世安宿縁欲遂今
将果未着乎

禁戒ハ国の掟を云 仁義礼智信の五ツハ人の人たる道也 常にかはる事なけれバ五常と云 五つの道ハ
仁も悪しからバ仁なく 礼も悪しからバ礼なし 都て此五つを行ふ処に仁義礼智信
にも悪しからバ 現世未来を三世と云 現世ハ此世 二世ハ過去未来の二世の本懐を遂
せんと欲ハ 俤の乃ほ身を傾て過去の罪を滅し 此世をやすくし 未来成仏せんと
思ひし先の世の宿業おしきにより 肉縁のかはりて 今や懐をとげて
果さる時ハ 是に
爰源総領征夷大将軍

牛若曹子賢人之美相有君之
源家の総領ハ義朝にて 其子頼朝卿也 征夷大将軍とぞ
つと別まで そむけるを征伐する事を任ぜられ 征夷大将軍ハ
おりし宣下にて 六孫王経基 伊豫守頼義 陸奥守義家 ろ 清和
将軍なりく の代よりて義朝ハ従四位下たる源の 将軍の義朝の君
小さき頼朝 征夷大将軍とハ親する義朝公なるを 甚しや九男の牛
若丸ハ東子にして 曹子ハ その家の子孫なる 嫡子
賢くして仁心ある相貌なるを 天命その
ぬ代の悪しき 其孫をとしぞ
寄都又弁慶橋
為亡我悪党達刺之風雲
起弐廻生弓馬勝負思取手

遠江守橋合戦の及び文
天牛若丸亡父義朝の遺恨の為東国の源氏
職盛の恵を安らかしめんと毎歌京都の家橋より出て勢を
侍の人を千人斬と云ふ無慶丸及び
と貳廻武家を生れ
を結ぶ云ふ
紀之世のおれ風
第合浮船浦浪九郎判官義
多枝ち蒙こ
入源義経竜の羅手十文字

蜘蛛丹後の姫君
契約年
牛若丸亡父義朝の遺恨の為東国の源氏職盛の恵を安らかしめんと毎歌京都の家橋より出て勢を侍の人を千人斬と云ふ無慶丸及び貳廻武家を生れ
三世のちなみ
副将軍陽家

鬼大將下運元一日行河内を下知し
中三位を播磨守武蔵守に
のかるべきたりけるみちびく諸度も又おなじ寅の
をたなけれども云頼朝大將軍なれば義經副將軍と
ます　頼朝義經関東を宥めるいまいまの
関東　西を関東　日本を二つに分て二十二ヶ国二草大の順勢を
のれども海ぶれいまのあて一日も知行安堵
たる度を播磨　播磨　又なごとに寅のごとし　別屋
初為追討平家乗数万軍出京
城郭数向　別所屋敷又法住

平家一味の新宮十郎義盛
の河内兵庫頭　百騎　寅
雪の朝　陸奥　慶
佐渡　長良　智畧物　多勢　別所
和　陸地の軍　陣取　云魚鱗の陣　ちうこのどく
播磨　陣　布の名也
濃良　漢の高祖の軍師　智畧　双の
三畧　書　秋の空　弁慶
油　別西海　底怨
船　宣　攻日　攻合

勇古武士遂華野軍再来

ちんとすれ

其往昔海と平家海の海あれハ西海ニ御座也 讃州八島ニ於て平家を攻入と躍せ議蓋波を凌ぎ 船をうけ又入江あり 其攻伐す英吟大漢の高祖の販沛の民中で武勇剽悍 将門の命に一国を排破楚の項羽の極威を推す英雄之周の武王天下八百の 法度を定め令して殷の紂王を討亡せしとく 遂華野の軍再び出来るよしとく

己主責任之徒

欲逢主意被梶原逆櫓之遺恨

談者勤言何偽又為実

西海を平家の平民 悉滅亡に及び今こそ 本意を遂関西の民を安全べき所梶原私の意根より義経逆心ありと 讒せしより鎌倉殿にハ義経の武略を恐れ疑を生じ除んとせらるゝ

岩倉の中に使となる逆櫓とハ義経四国の渡海し平家を討んと渡辺を船出の時颶風の為に船を損じ渡海すべき此時梶原が諫て東西の名を 騎るにおいて船軍に前へも後へも自由ならず 舟の舳に逆櫓を立て 義経聞ひるびん神より逃べき用意ならずと 梶原と争論して止ぬすでに事に及ぶ 諫め申すと訓す 又ろくと訓す 武の本意にあらず 宗ありとも従はずして 言は勤ハ知をくぶ偽の名を 勤なくハ又ささむと訓

清見寺不知己名

珊不捧結句如蝦声之霜鐵仙

胡蝶千年陽羅日倍月来更無

沙赦免

義経兵かの訴へ 紀語文を以て申述るといへども赦免なし ついに 其老中まで申へ共 何を もってかくなりしそ

仏躰を出
拉之臥心削骨肉
流涙致母人条
因茲藏人条沖小
洛陽比台右佐入道鶴之汰分
手束棒削角厳二十二流記

其後義君河沙龍
吉野鐵塔破毀異国本朝
秘中関東
下向之則文武二道一
身邦寒時方隠雖
天高蹐地厚踏

忠臣たるべきかと奥州小山代の姿と仰ふ潮忠通処
天子資治の矢地なるとして龍顔を仰ふ富樓叩奏口説
抑義経奇謀の富樓叩奏口説
陣を探出し文筆の羅指逆迎
扶桑道解十二月廿四日天命
今義経をこれ為藤倉殿の命にて国々小新関張番小安宅
一の関より出て関を富樓叩奏口説
無民下て歌無くんと申し候
宣旨に一味城郭に連名の迎文を入給ふ何奏慶も
発し給ふ新進の侍なりと扶桑道解
儀と讀奏歌ふ出て鶴の義経道
ふる迎ゆて西四奥州を思天命今

一書の祝小袖十人姫宮家経祝小夫ヤリ

の朝小ふると此時作山代義経武義清奏慶熊井六郎宗清清
伊勢三郎良盛波江次郎清重九郎
熊井太郎重俊弥三郎義久
藤田七郎三位を従十二人と小ふ

三人従叛我君秀衡の息
源る聞ず軍陸奥る秀衡と小ふ民義る田原秀郷七代清衡の孫之出羽押
順使して威勢奥羽小ふて義経を
義経と国勢を形む敵小秀衡の子息源戸太郎忠衡伊達太郎泰衡本吉
冠若る衡小義経を討奥き賓有ふて教事まで小ふ俄小
之奏して反りの敵小押当田る使て義経を従兄弟の子のて栖を
泰衡の守泉三郎忠衡い義経と一味して討死ス

兼中義経国戦場と雑公奏

昔日令云逢再出之源渡は張良人

樊噲史記上闕

樞鴻門之大闕に樊噲と逢樞の事あり雜言もなく追討の為に渡辺へ渡り若く金言分身にて身の云ふつゝかなり

語肝云渡河隨義於高錦被鹿数日合

私不運天命二而歳源

戦夜川漸子黒龍台鳥辺高祖

上聞に達せしなり

項羽之軍勢如し

弁慶不運天の命すゝ処と思へは他をうらむべきにあらず

淺肝よめいじもきまちかた右のさき云ふ是も同じ事なり今に一期の戦を思ひつる奥州の殿の楠葉にて泰衡も数日の合戦夜川も血を流して名を残し止むなく数十度の祖夫貞女のさされども項羽運尽て鳥江の堤にて討死し血戦して首を分て死せり其時の軍と云ふとも義経弁慶が今の合戦程に例もなきとぞ

淮於貞女ニ

見妻史賢仁不仕二君と云

保論周記弓劍田同此事

今日弁一命揚名於天下

施後代者也

陸於いよの網をうちそされども忘ぬ王燭が貞女と史にまなぶの語をひいて

先哲の云を思ひ出たるに一くびの義経を君にたのしてはかゆ中ゝを
ゝ〳〵ゝ為を汚さるべきの事なれば今日無度
夜明に一命を捨ても忠義の名を天下あけ武勇の誉を後の代
まで伝へんとのぞみ史記の齊の王燭の信忠臣の二君に事す別女ハ
二夫に更ずと云て夢に
従ひ自殺て死をゝわり

右之一通の書捨の一通戦死の跡にて明の日板尺あ〳〵寄無度
ちなむ 右書捨の一通戦死の跡にて明の日板尺あ〳〵寄無度
滅忠一〳〵びいに成るあつ〳〵ゝんそのをゝ〳〵

文治五年己酉月廿七日

今ハよ年号の新〳〵

熊谷小次郎

死戦を敵陣
小送る小次郎

播州一の若乃軍小熊谷次郎丹治
直實平家の公達敦盛を討て

直實義経に抑今度不忠なる事
曾治君に対し奉る忠義を
皇恩丹〳〵無比世無勝負別

一の若合戦

の時参議正二位経盛卿の二男従六位下大夫敦盛又の名代として
戦場よりのぞき熊谷小次郎直実と組て敦盛を生捕
すると吳王夫差越王勾踐と戦て敗王勾踐と
が謀ふ事あり敗て国を放ちされつゝ小会稽山に
て一国を亡せ、その戦のこゝ

ふん秦の始皇嚮の大さを丹さ云ふ婚ふ小弟一人ふ敵て天子を殺
けり始皇白き鳥出りてあくれば汝を殺さんと云て丹を責たる故天の罰懐
あり中や白鳥出りて始皇驚て大きなる池を掘て新秦蘭陽と
ふ夷人の力士を秦に使し傳て始皇を殺さんず事顕はる夷人殺さるる
始皇怒て蒙武を殺し

俄忘怒歌思逐抛

民意雪冬至ぬ

雲去原大樹

春来為花形

時

亜夫数巻を渉り紀信を捨れば一子小弟命亜家を乞き
英の年なれば母ろに無歌の思を忘れ民雪たるを問て助け
ゆくとすれば河後の心より平山武者宗季を殺して亜夫を殺
の大勢亜夫二位殺を助を明ら

書り河を過ぎ

張中貫宵源氏塩

雄年平家似

樊噲加怪

春は花

頃て小門裏に入りて三位の時歌とりて響かしたる出家
二人ありて平家を隨中も伊の西の下英雄の武剛士出て
祖の下英雄の武剛士出て命歌なりしとの樊噲は漢の高
春中春が柳の西武剛士出て命歌なりしとの樊噲は漢の高
藝ある人ありて西武剛士出て命歌なりしとの樊噲は漢の高
祖後の分別ありのいわゆる武士出家
楚國の沛出て天下
云双の剛体なり

張良

夏実遍清

馬家四孫海西敵家敵家敵
海得天下母双方蛇蛇方面
端郷集如為復之車（海西人やこうり一本一云也事ヲ）
東国の人四海西の陣中孫器ぐめぐらと云敵味方の鎧と敵と戦場ヲ敵
を家ヲ助けるもく天下ヲ双の名ヲ仕るこのもとそもいんそりあわくんられ
蛇蛇のあ食ーて雷の真ーと思ふもうしの細出仕ぞ
家の雷に比人端郷集ぬりて方東城家人とすりたるとと
弓敵矢援剱紙楠集所於四方
寧沈名於西海海浪自地水家
面目ら
怒の勇一歌の金城同方奉へうい義ー安軍に戦死
名城西国の海小沈くて人事郎の面目なるべ○山路の文神
手連続せるるー
自地我もくもとと
蛇中
弓又雇下治吉治
吊治吉提下頻
下抑流法頭治
治年
今文哀情切れ出事よ
敵の思をなーなそ深れ
吊ーとある西海を出貢級をのるー地
漏ら
出事ら
君年法頭紙

[illegible]源[illegible]為紀[illegible]訳[illegible]害[illegible]義世の宿業ふかき因
[illegible]然[illegible]水[illegible]蓮[illegible]の[illegible]
為一蓮[illegible]加[illegible]不[illegible]水[illegible]
[illegible]の[illegible]紀流[illegible]の[illegible]切て一蓮[illegible]
[illegible]ば何[illegible]順[illegible]
[illegible]所[illegible]地[illegible]
直[illegible]
[illegible]

つの小建久三年十一月廿八日遁世して黒谷法然上人の弟子となり
[illegible]四武弘[illegible]師の在方を[illegible]
[illegible]乃[illegible]
今武州熊谷駅の蓮生山熊谷寺小碑有て[illegible]
熊谷が妻を敦盛を討て武乃を[illegible]
妹の男久下[illegible]
[illegible]光い[illegible]
あり[illegible]
[illegible]軍[illegible]
をかつ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

賊忠隆云

壽永二年二月八日　丹治直実

安徳帝の年号ゆえ甲辰と書く　寿永二年二月七日　敷盛を討

八日に送る　尚年平家一の若き敷軍　七月後白河院

那位元暦元年　丹治姓　平氏なり

進上　伊賀平内左衛尉殿

参議經盛卿　書を送る　操て平氏の侍伊賀平内左衛門まで

送たり

経盛卿送上

今月七日於摂州一谷討敷盛

弘験　毎貴物送平　遺恨　敷盛の

大力無双の　敷盛を

生捕　丹治直実

波上　平家運命尽

丹治忠隆　鷲

平家の古つわもの　丹治一門を云

きてより運命の尽　今文盛の

何思二幕小笠原　者必滅　賊亡習

又陳戦場

老少不定常事也

世を厭ひて三寶のかどに入る人

上の字仏文に生死の字

かゝる世の滅するはし世のあるゝはし老うとそ俄かもそなしかはそあるもそなし

定なしはかなく仏教にはし世は穢土にそけがらはしきとは浄土にそきの沢にそ

海龍王の親の子の人世の穢土を厭ひ

離ひ給ふ羅睺羅の者を

分捨ひ給ふ松の浦の沢に底の白波

凡夫小

新撰の八一世の人の緊海

仮に人生の中に耶須多羅女と云ふ

十九歳の二月八日王宮を出家して城捨て檀特山に籠り那沢苦行して

成道し仏法を説き給ふ仏法は極楽の人にそなり給ふ

弥陀の名号を称くるは仏乃に入るなり

仏法のかのとしてくやの凡夫小

紙ゝ去七日沢打ゝ

ゝ仏来給ふ

鳳双翅海龍王

の戒場よりも敷蓋の仏眼

相屋の内の人生の内ゝの

玉章をむすび送る漢の蘇武が

必定可討之由浄海宗盛実

吾習御閑暇要事経手訓也

奉祈仏神和漢蔵経七箇月

内證見彼紀殿是則和平経之

能閑門経人

不浴外威渡潮浸如生

二論末又是則同相落

迎首恩事切一一風霜捨

況至論和漢古今例

例

其且頂

山顛下蒼忽滄溟海之深底酬之来示永遐報態色玄遠之筆端随喜之涙難押筆紙之恐惶謹言

倶舎論にとく須弥山ハ八万四千由旬なり八方由旬倶舎論にとく蒼海ハわたつミのうミ一切に蒼溟海ハ須弥山に對して云字に書なり是之溟もうミくらき恐ろしき山のかたち海ハ深しと云是より返状ハ来書をあらはすの故に云のまゝきひぞ被ぶれバ報じかくしと云ん謝礼の筆の紙にハ書つくしがたく推察あれとなり

寿永三年二月十三日　経盛

熊谷次郎殿

曽我状

曽我兄弟の事に依て梶原より祐経への状なり

今月廿八日之夜於富士野之狩場曽我十郎祐成同五郎時致巧謀押寄當御所之陣殺害伊豆国住人工藤左衛門尉祐経并備前国住人吉備津宮王藤内云々

建久四年癸丑五月十六日頼朝駿河国富士野に巻狩あり日本の大小名十八万騎の勢を従へて陣を取り同廿八日河津三郎祐泰の男曽我十郎祐成二十二歳同五郎時致廿歳工藤が陣所の屋形に忍び入て云々

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義一…浮木の禅師と云り九郎佐清小四郎…
がつゆく…けるが為我は弟…
自害…いまと死…仏…を捕て源…
定…めは年十八歳にて…
清…を…
遠…る事乙

遠久定年五月晦日　梶原景時

建久八年二代後鳥羽院の年号癸丑の年号癸丑の二男…
…将軍と…
…通…の孫にて…
…梶原平三景時…

為我大師及

同…
…日…教書…
…平…
…小沢…
…及…
…名…
…

帝王の勅命を…
書…
後…
…
…

…
…
…

[illegible]

[illegible]

一旦禅師房へ民義吉義信が来り稱さしに出家の身面目[illegible]
浪人田へ行方をたづねぶらるるの義へ[illegible]

六月廿日　芳我大帥

進上　梶原平三殿

振鷺亭真居注解
實語教童子教遺注　全一冊

此書は上つぶれ二巻
[illegible]

高井蘭山先生注解
御成敗式目講譚　全一冊

山陰義時表[illegible]
[illegible]

古状揃經典餘師　高井蘭山先生著　全

繪本古状揃　一貝宋人著　全

絵入細注
今川童蒙解　全一冊

世に今川状と云[illegible]
[illegible]

高山正知先生著
教訓孝行帥　御家流[illegible]

今川状[illegible]
[illegible]

占夢道人著
夢合延壽の袋　全一冊

[illegible]

文政十二年己丑正月

東都書林　下谷御成道　英文藏

江戸橋江日市　上總屋利兵衛

文政彩
東海道
小田原宿